

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 24 号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の全額払いの特例）</p> <p>第 2 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定による給与の全額払いの特例は、給与から職員が支払うべき次の各号に掲げる<u>もの</u>を差し引く場合とする。</p> <p>職員互助会の掛金及び出資金並びに貸付金に対する償還金</p> <p>職員互助会が行う福利厚生事業に係る徴収金</p> <p>団体取扱いに係る各種保険の保険料</p> <p>— 愛知県都市職員共済組合が実施する福祉事業に係る貯金及び貸付金に対する償還金</p> <p>— 管理職職員で組織する団体が定期的に徴収する団体費</p> <p>— 法第 52 条に基づく職員団体が定期的に徴収する団体費</p> <p>— 前各号に掲げるもののほか、市長が<u>適当と認めるもの</u></p>	<p>（給与の全額払いの特例）</p> <p>第 2 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定による給与の全額払いの特例は、給与から職員が支払うべき次の各号に掲げる金額を差し引く場合とする。</p> <p>職員互助会の会費及び貸付金に対する返還金</p> <p>職員互助会が指定し、又はあつせんする物資の購買代金</p> <p>団体取扱いに係る生命保険料及び預金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。